

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

平成 30 年 7 月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害により、住宅や事業所等の浸水や倒壊が多く発生し、全壊・大規模半壊・半壊が 982 件（罹災証明交付）生じた。また、一部損壊も 798 件（罹災証明交付）発生した。今後の災害リスクとしては、この規模の洪水等の被害を想定している。

※平成 30 年 7 月豪雨 中小企業の被災事業者数 316 件（R3.1 月末時点）

（平成 30 年 7 月豪雨 宇和島市災害記録誌より）

(土砂災害)

当市の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある土砂災害警戒区域等は、市内全域に点在している。愛媛県の資料によると、急傾斜地の崩落、土石流、地すべりを合わせると土砂災害特別警戒区域は 2,033 箇所、愛媛県最多である。

また、土砂災害警戒区域も 2,251 箇所、これも愛媛県最多であり、平成 30 年 7 月豪雨災害での被害者の多くは、がけ崩れや土砂災害の被害によるものである。

（R6.4.2 更新 愛媛県 HP より）

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域における、今後 30 年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は 70%～80%と予想されており、愛媛県の想定(平成 25 年 12 月)では、最大震度 7、最大津波高は、宇和島港 6.5m、岩松港 7.5m、吉田港 6.0m、建物被害 32,473 棟(全壊)、死者数 2,568 人と想定されており、そのほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や芸予灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

（2022 市総合防災マップより）

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当市は、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、東側の鬼ヶ城連峰は、急峻な山肌が海にまで迫っており、起伏の多い複雑な地形をなしている。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しており、平野部を縫うように流れる河川の多くは宇和海へ注いでいるが、三間川は清流四万十川に合流し、高知県へ流れている。当市は、森林が 70.9%、田畑が 17.3%、宅地が 2.9%を占めている。

また、当市の気候は、年平均気温は 16～18℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間 2,500mm を超えることもある。また、西側が豊後水道に面し、東側に 1,000m 級的高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられる、さまざまな気候をあわせもっている。

宇和島市の地域防災計画等は以下を参照

- ・宇和島市地域防災計画
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/bousai-keikaku.html>
- ・宇和島市総合防災マップ
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/bousai-map.html>
- ・宇和島市水害リスクマップ（愛媛県 HP）
<https://www.pref.ehime.jp/page/5101.html>

2) 宇和島市の商工業者の状況

- ・商工業者数 3,758 人（内、当所管内 2,928 人）
- ・小規模事業者数 3,039 人（内、当所管内 2,326 人）

【内訳：令和 3 年経済センサス】

業種 （日本標準産業分類中分類）	商工業者数	小規模 事業者数	備考 （事業所の立地状況等）
AB 農業，林業，漁業	129	121	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	
D 建設業	341	330	
E 製造業	234	208	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	
G 情報通信業	15	11	
H 運輸業，郵便業	87	65	
I 卸売業，小売業	1,131	798	海岸沿いや市内中心部など、比較的標高の低い位置に多い
J 金融業，保険業	80	67	
K 不動産業，物品賃貸業	259	246	
L 学術研究，専門・技術サービス業	124	104	
M 宿泊業，飲食サービス業	455	379	
N 生活関連サービス業，娯楽業	397	372	
O 教育，学習支援業	91	86	
P 医療，福祉	202	104	
Q 複合サービス事業	32	30	
R サービス業 （他に分類されないもの）	172	110	

（3）これまでの取組

1) 宇和島市の取組

- ・「宇和島市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年 2 回）に実施している。
- ・防災備品として、市役所庁舎等に（食料、飲料水、懐中電灯、発電機、ガスコンロ、簡易ベッド、毛布、簡易トイレ、ごみ袋等）を備蓄している。

2) 当所の取組

- ・BCPに関する国の施策の周知。

- ・ B C P 策定セミナーを開催。
- ・ 愛媛県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進。
- ・ 防災備品として、会館に防災グッズ等を備蓄。
- ・ 宇和島市が実施する防災訓練への参加及び協力。
- ・ 職員による防災士の資格取得。
- ・ シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）への参加。
- ・ 「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下 9 商工会議所と締結。
- ・ 損保ジャパン日本興亜(株)と災害発生時における「包括連携協定」を締結および、災害対応保険の推進。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨グループ補助金「宇和島商工会議所復興支援グループ」組成。
- ・ 災害型小規模事業者持続化補助金申請支援。採択件数 25 件

取組内容	目標（R2～R5 年度）	実績（R2～R5 年度）
BCP 策定セミナー	4 回 参加者 80 名	4 回 参加者 62 名
事業継続力強化計画認定（件）	12	6
各種共済・保険制度への加入促進 （見直し、検討資料提供含む）（件）	120	120

II 課題

直近の対応としては、令和 6 年 4 月に発生した豊後水道を震源とする地震（宇和島市：震度 5 強）において被害状況の把握を当所経営指導員等が行ったが、市内中心部にとどまるなど人員不足や、事業者も被害を把握しきれておらず漠然的な回答しか得られないなどの課題が浮き彫りとなった。今後は、被害状況の把握方法の検討やマニュアル化などが必要である。

また、管内事業所の B C P 策定に対する意識は依然として低く、特に、人員の少ない小規模事業者は、策定したくても「ノウハウやスキルがない」「策定に人手が足りない」との理由から、B C P 策定率は向上していない。

更には、B C P 策定には事業者への継続的な支援が必要となり、当所経営指導員等職員のみならず関係機関との協力による支援が必要であるといった課題が浮き彫りになっている。

そこで、補助金申請加点等をきっかけとした認定申請に加え、セミナー参加者には簡易版の策定を促すなど、専門家や講師と継続的に連携を図っていく。

感染症対策においては、感染再拡大に備えマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、宇和島商工会議所の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会議所業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

- ・ 小規模事業者に対して災害等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
- ・ 発災時における情報共有を円滑に行うため、当所と愛媛県や宇和島市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染拡大が確認された場合は速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 発災後、長期間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

目標	現状	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
BCP 策定セミナーの開催	1 回 15 名	1 回 20 名	1 回 20 名	1 回 20 名	1 回 20 名	1 回 20 名
スタートアップ型の 簡易な事業者 BCP 策定（件）	0	4	4	4	4	4

事業継続力強化計画認定（件）	1	3	3	3	3	3
各種共済・保険制度の加入促進 （見直し、検討資料提供含む）（件）	30	30	30	30	30	30

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月5日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大地震や豪雨等の自然災害、感染症のまん延、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、円滑な事業継続が行われるよう、当所と宇和島市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

＜1. 事前の対策＞

「宇和島市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・取引先や顧客などの重要情報のバックアップやクラウド活用、書類の管理方法について、指導及び助言を行う。
- ・感染症が再び蔓延することへの備えとして、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画のブラッシュアップ

- ・当所は、令和2年に事業継続計画を策定している。この事業継続計画をさらに検討してブラッシュアップしていく。

3) 関係団体等との連携

- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結。災害を受けた商工会議所並びに被災事業者に対し、相互連携して支援活動を迅速かつ円滑に遂行する。
- ・損保ジャパン日本興亜㈱と「包括連携協定」を締結。災害時に当所と連携して支援を行う。
- ・損害保険会社と協定を結び、専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。
- ・支援機関と連携して、BCP策定に向けた専門家派遣を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。

- ・策定事業者については、計画の実施状況、見直し検討等の確認を行う。
- ・宇和島市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、市内商工会、宇和島市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当市との連携体制を確認する。（訓練は最低年1回行う）

< 2. 災害・感染症発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間中の災害について
発災後10分以内に来客、20分以内に職員の安否確認を行う。建物については、1時間以内に損傷箇所等を確認する。
- ・勤務時間外の災害について
発災後24時間以内に所属長・事務局長に安否および出勤の可否について連絡。
- ・確認手段
職員連絡網・災害伝言ダイヤル・安否確認サービス等を活用して、当所職員間で安否確認を行う。
- ・災害対策本部の設置
発災後24時間以内に臨時の災害対策本部を設置し、業務従事の可否や大まかな被害状況、家屋被害、道路状況等を当所と当市で共有する。（勤務時間外に災害が発生した場合は、参集メンバーで災害対策本部を設置する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

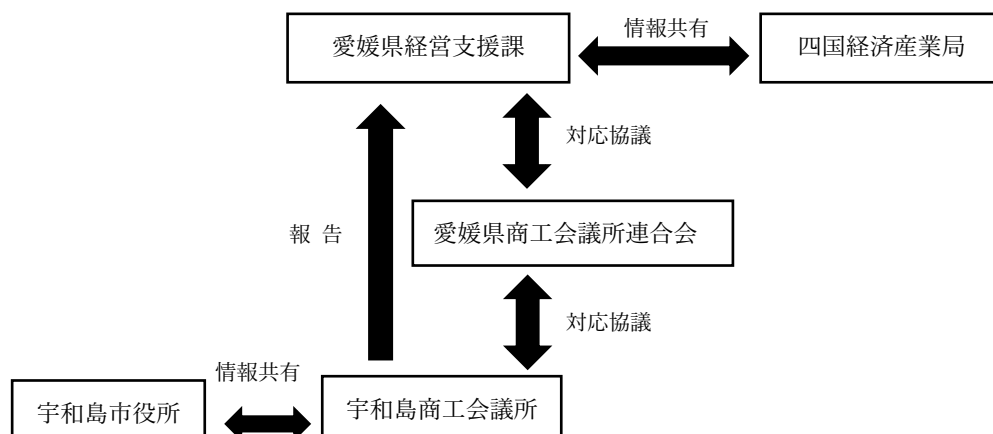
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、当所と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 災害・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、愛媛県の指定する様式にて愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当所又は当市より愛媛県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認、記録し、被害状況をまとめる。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派

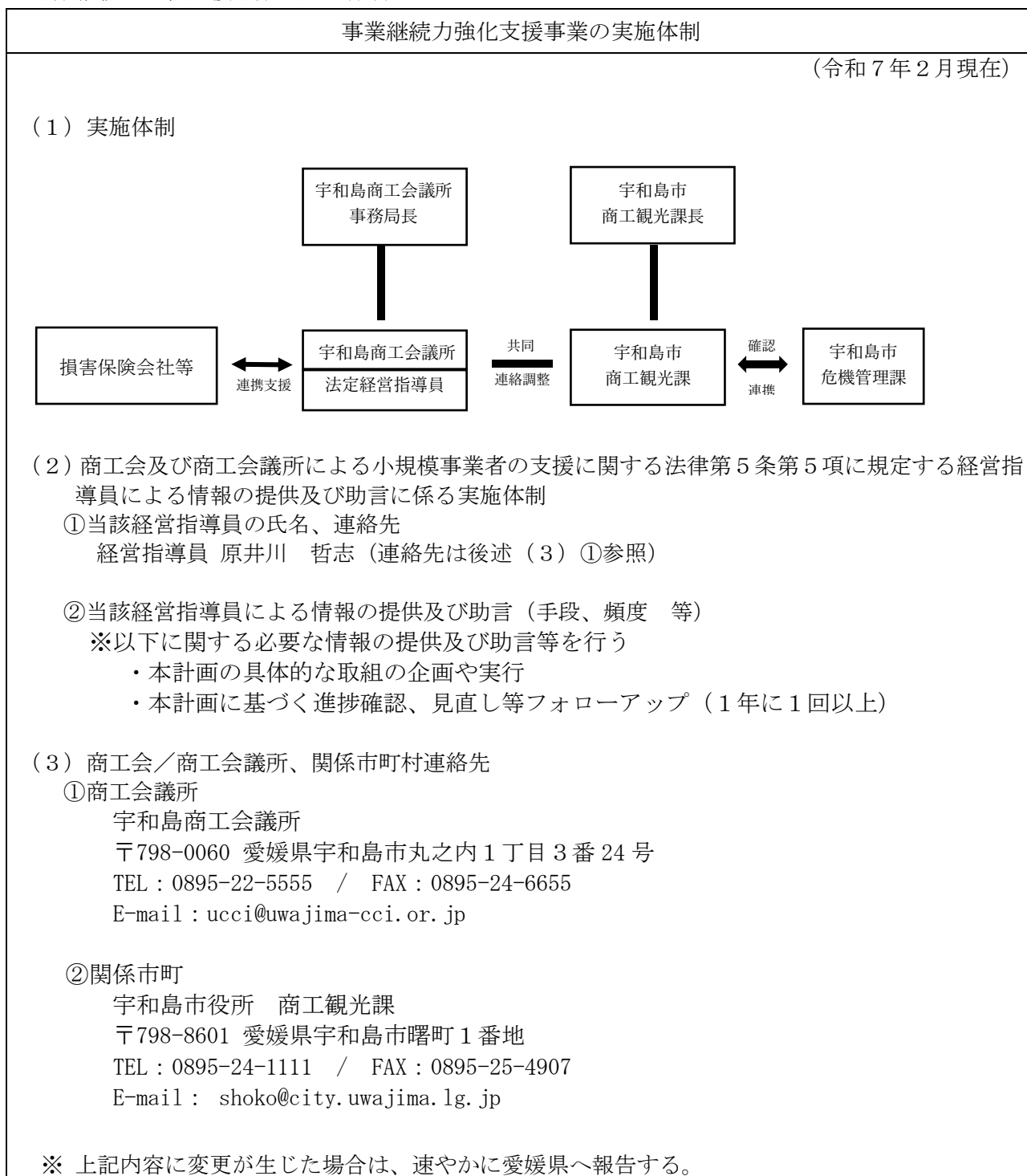
遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼する。

- ・有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、引き続き情報提供を行い、加えて、BCPに基づいた行動が出来ているか検証し、改善案等の助言を行う。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇和島市補助金、愛媛県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	